

○財務省告示第百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百十七
回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項及び第四條
第一項並びに特別會計に關する
法律（平成十九年法律第二十三
号）第四十六條第一項、第二十
七條及び第六十二條第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入

三 振替法の適
用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 条 | 特 | 円 | 三 | 債 | の | 十 | で | 利 | 十 | 億 | い | に | る | 百 | て | 基 | 円 | 額 | た | 条 | の | な | 百 | つ | 定 | う | 億 | 額 |
| の | 別 | | 千 | に | 規 | 万 | 八 | 付 | 七 | 六 | て | 基 | 法 | 六 | は | づ | 、 | で | 利 | 第 | 一 | 行 | の | 五 | に | ち | 、 | 金 |
| 規 | 会 | | 五 | つ | 定 | 円 | 千 | 国 | 条 | 千 | は | づ | 律 | 十 | 、 | き | 額 | 法 | 百 | 国 | 項 | の | 五 | は | づ | 財 | 額 | |
| 定 | 計 | | 百 | い | に | 、 | 四 | 債 | の | 四 | 、 | き | 第 | 五 | 、 | 額 | 行 | 三 | に | 債 | の | 特 | 確 | 万 | 、 | 政 | で | |
| に | 関 | | 二 | て | 基 | 同 | 百 | に | 規 | 六 | 面 | 行 | 十 | 円 | 、 | 額 | し | 十 | に | 規 | 例 | 保 | 円 | 、 | 面 | 行 | 第 | |
| 基 | づ | | 億 | は | づ | 法 | 九 | つ | 定 | 十 | 金 | し | 六 | 、 | 額 | た | 条 | 億 | つ | 定 | に | を | 、 | 面 | 行 | 第 | 兆 | |
| づ | す | | 千 | 額 | 発 | 六 | 十 | 億 | は | づ | 、 | 五 | 付 | 一 | 、 | 額 | 利 | 第 | 一 | 二 | は | づ | 、 | 金 | た | 第 | 千 | |
| き | る | | 六 | 面 | 行 | 十 | 億 | は | づ | 、 | 五 | 付 | 一 | 、 | 額 | 千 | 付 | 一 | 二 | は | づ | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 千 | |
| 発 | 法 | | 百 | 金 | し | 二 | 七 | 、 | き | 、 | 五 | 付 | 一 | 、 | 額 | 千 | 付 | 一 | 二 | は | づ | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 五 | |
| 行 | 律 | | 四 | 額 | た | 利 | 第 | 五 | 面 | 行 | 法 | 八 | 債 | の | に | 規 | 十 | に | 規 | 、 | き | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 百 | |
| し | 第 | | 十 | で | 付 | 一 | 百 | 金 | し | 第 | 十 | に | 規 | 定 | す | 七 | 、 | に | 規 | 、 | き | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 六 | |
| た | 四 | | 五 | 一 | 兆 | 国 | 項 | 三 | 額 | た | 四 | 、 | 四 | 、 | 、 | 七 | 、 | に | 規 | 、 | き | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 十 | |
| 利 | 十 | | 万 | 兆 | 国 | 項 | 三 | 額 | た | 四 | 、 | 四 | 、 | 、 | 七 | 、 | に | 規 | 、 | き | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 七 | 七 | |
| 付 | 七 | | 万 | 兆 | 国 | 項 | 三 | 額 | た | 四 | 、 | 四 | 、 | 、 | 七 | 、 | に | 規 | 、 | き | 、 | 金 | た | 第 | 一 | 七 | 七 | |

九 振替単位

十 十 一 発 行 行 日

ロ

十 十 三 二 入 札 発 行 争 子 率

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額と
 の整数倍の金額によるものと
 する。二十六年度三月二十日
 平成二十六年三月二十日
 十額 十額
 八面金 八面金
 以上百円につき九十九円九
 格 十額
 以上百円につき九十九円九
 十額 十額
 八面金 以上百円につき九十九円九

年〇・二パーセント
 平成二十六年九月二十日
 平成二十六年九月二十日
 期とし、次の算式により算
 た金額を支払う。ただし、支
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う以
 下、次の号及び第十五号にお
 規定する期日について同一。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十 十
九 八 七 六 五
四

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限
子 以

平 財 日 額 平 利 て を 毎
成 務 本 面 成 子 、 支 年
二 大 銀 金 三 子 を そ 払 三
十 臣 行 額 十 支 の 期 月
六 か 百 一 払 日 以 し 二
年 通 円 年 う 。 前 各 十
三 知 につ 三 六 月 支 日
月 受 百 月 月 間 払 び
二 け 千 二 間 に 期 九
十 け 円 十 間 に 期 月
日 け 円 日 間 に 期 二
者 け 円 日 間 に 期 十
者 け 円 日 間 に 期 日